

社援保発1020第1号
平成21年10月20日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局 保 護 課 長

生活保護受給者が居住する社会福祉各法に法的位置付けのない施設及び
社会福祉法第2条第3項に規定する生活困難者のために無料又は低額な料金
で宿泊所を利用させる事業を行う施設に関する留意事項について

今般、生活保護受給者が居住する社会福祉各法に法的位置付けのない施設（以下、「未届施設」という。）については、平成21年1月1日時点での実態を報告いただき、社会福祉法第2条第3項に規定する生活困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設（以下、「無料低額宿泊所」という。）については、平成21年6月30日時点の実態を報告いただき、別添のとおりとりまとめたところである。

また、近年、このような施設においては、防火安全体制の不備等について一部不適切な事案が見受けられたところである。

これらの状況を踏まえ、特に下記の事項について留意の上、管内実施機関に周知するとともに、生活保護行政の適正な運用及び生活保護受給者に対する適切な支援の確保が図られるようお願いする。

別添の調査結果により、不適切な事項があった施設については、都道府県本庁等からの指導内容及び改善状況等に関して、別途調査を行うこととしているので、ご了解願いたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言である。

記

- 1 訪問調査の徹底及び劣悪な居住環境にある場合などの転居支援について
保護の実施機関においては、未届施設や無料低額宿泊所に居住する被保護者に対しても少なくとも年に2回以上の訪問活動を行い、生活実態の把握に努めるとともに、居住環境や施設における処遇について随時確認すること。
その際、住環境が著しく劣悪な状態であることが確認された場合については、関係機関と連携し、より適切な他の施設への転居を促すこと。
また、居宅生活ができると認められた場合は、公営住宅等への転居の支援に努めること。
- 2 防火安全体制の確認の協力について
上記訪問調査の結果については、所轄の消防署等と連携の上、適宜必要な情報提供を行い、防火安全体制の確認についての協力を努めること。
なお、本件について総務省消防庁と協議済みである。
- 3 未届施設に関する関係部局との連携について
日頃より、生活保護の担当部局と施設の担当部局は、必要な情報を随時交換するなど連携の強化に努め、例えば有料老人ホームに類似した施設であることが確認された場合は、施設の担当部局へ情報提供をすること。
なお、届出に関する事務は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）が行うこととなるため、都道府県等の生活保護の担当部局が生活保護受給者が利用する施設に関する情報を一括して管理した上で、都道府県等の施設の担当部局と連携を図ること。
- 4 生活保護費の適正な交付について
生活保護費のうち、住宅扶助等については代理納付を認めているものの、生活扶助については、生活保護法第31条第3項に規定するとおり、原則、生活保護受給者本人に対して交付するものである。
生活保護法第31条第4項及び第5項の規定に該当する場合に限り、生活扶助を施設の管理者等に直接交付できるとされているが、未届施設及び無料低額宿泊所については、基本的に当該規定に該当しないため、必ず本人に交付すること。
また、生活保護受給者が、施設との契約に基づき、交付を受けた保護費の管理を施設に委託する場合であっても、本人の意思に反して強制的に保護費から利用料等の名目で全部又は一部が第三者に差し引かれるといった事態がないよう十分留意すること。
なお、金銭管理契約を締結する場合は、施設が各利用者の現金出納簿を作成

し、個人毎に管理を行うよう指導すること。

5 無料低額宿泊所の収支状況の公開について

無料低額宿泊所については、「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設の設備及び運営について」（平成15年7月31日社援発第0731008号厚生労働省社会・援護局長通知）において、「貸借対照表及び損益計算書など収支の状況を毎会計年度終了後3ヶ月以内に公開すること」としており、本取扱いは事業経営の透明性の確保、さらには利用者の処遇の確保のため、特に留意すべき事項であり、無料低額宿泊所に対する指導を徹底されたい。